

## 【ボランティア活動保険】

補償金額・保険料（掛金）

	保険金の種類	補 償 内 容	加入プラン・補償金額	
			Aプラン	Bプラン
ケガの補償	死亡保険金 (注1)	ボランティア活動中の事故によりケガをされ、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。	1,320万円	1,800万円
	後遺障害保険金 (注1)	事故によりケガをされ、事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡保険金額の2~100%をお支払いします。	1,320万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)
	入院保険金日額	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	6,500円	10,000円
	手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術		
	通院保険金日額 (注2)	事故によりケガをされ、通院した場合、事故の発生日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。	4,000円	6,000円
責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通) (注3)(注4)	日本国内において、ボランティア活動に起因する偶然な事故より、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、人格権を侵害してしまったこと等により、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。	5億円 (限度額)	5億円 (限度額)
年間保険料 (掛金)		基本タイプ	A 350円	B 510円
		天災タイプ(注5) (基本タイプ+地震・噴火・津波)	天災 A 500円	天災 B 710円

### 【保険金をお支払いする主な場合】

#### <ケガの補償>

- ・清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。
- ・ボランティア活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。
- ・活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。など

#### <賠償責任の補償>

- ・入浴ボランティア活動中、誤ってお年寄りにケガをさせた。
- ・家事援助ボランティアで清掃中、誤って花びんを落としてこわした。
- ・自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。など

※熱中症（日射病や熱射病）も基本タイプで補償の対象となります。

※天災タイプでは、基本タイプにおける保障に加え、天災（地震、噴火または津波）によるケガも補償します。（賠償責任の補償は基本タイプと同じです。）

※台風などの風水害によるケガは、基本タイプでも保障されます。